

序 論

1980年代後半以降、多くの途上国の開発過程において国内市場を対外的・対内的に開放するという政策が指向、実施されてきた。社会主義国は市場経済体制への移行を目指して市場経済の取引活動を支える基本的枠組みを確立する法改革を、またすでに市場経済の法的基礎を有していた途上国は市場原理を重視する方向で既存の法制度の改編や再設計を行ってきた。

こうした市場経済化または経済自由化に向けた改革は、競争的な市場を形成するためには重要である。しかし、新古典派的な市場メカニズムはさまざまな要因で社会的に最適な資源配分を実現しない（市場の失敗）。例えば、独占・寡占、情報の不完全性、外部経済性などの存在は阻害要因とされる。また、たとえ市場が資源配分の効率で失敗しなくても、その結果実現される所得分配は社会的公正（ソーシャル・ジャスティス）の観点からは容認できないような事態を生むおそれがある⁽¹⁾。市場システムは、経済効率の改善に機能しても、自動的に社会的公正をもたらすわけではないからである⁽²⁾。むしろ競争の激化によって、弱い立場にある中小企業または消費者・労働者などの個人が切り捨てられていく可能性があり⁽³⁾、そうしたことが社会問題として市場経済の発展を阻害する要因ともなりうる。

市場システムを安定かつ有効に機能させるためには、効率と公正の間に均衡をはかる必要があり、国家は社会的公正の観点から政策および法律を立案することが要請されている⁽⁴⁾。世銀の『1997年世界開発報告』も、市場と政府は相互補完的であり、経済発展のためには市場経済の制度的基盤の構築が不可欠であると認識した上で、国家の機能を市場の失敗への対処と公平性

の改善に分けて分析している⁽⁵⁾。すなわち、政府は市場の失敗に対処するために、(1)外部性への対処（環境保護等）、(2)独占の規制（独占禁止政策等）、(3)不完全情報の克服（消費者保護等）などの機能を担い、公平性を改善するために社会保険の供給などを担うべきことが指摘されている。

市場経済体制では、基本的には経済主体の自由な活動と市場メカニズムの効率性の維持に重点がおかれ、民法・商法などを中心とする市民法的な法体系が存在することが前提となる⁽⁶⁾。経済的には対等な当事者間の自由意思に基づく契約によって効率的で合理的な取引がなされることになり、法律적으로는平等な個人の自由意思による合意はその内容において妥当性を有するものと考えられる⁽⁷⁾。しかし、現実には経済主体間には必ずしも対等ではなく、「市場の失敗」を補完し、経済活動における社会的公正を実現するために、市民法原理を修正する法的枠組みも必要とされる⁽⁸⁾。そのため一方では、消費者法や労働法などの社会法の発展が求められている。なお、ここでいう社会的公正は、所得分配上の公正のみならず、法律学でいう正義、公平、人権などを含み、当該国の社会的文化的な価値観を包含するものである。

消費者法の存在意義は、効率性の観点から「市場の失敗」を補完するという考えと、弱者の保護または正義・公平の視点から論じられることが多い。消費者は事業者と比べて、情報力、交渉力の面で格段の格差があり、このような取引上の根本的な地位の格差がさまざまな消費者問題を惹起しているとされる。したがって消費者は弱者として国家による保護を必要とし⁽⁹⁾、また公正な分配の観点からも消費者保護が必要とされる⁽¹⁰⁾。消費社会の普及とともに両者の格差は顕在化し、取引形態の多様化によって生じた新たな消費者問題に対処する形で消費者法は形成されてきた⁽¹¹⁾。

労働法も市民法下の労働関係の問題に対処すべく生成・発展し、市民法原理を修正させてきた⁽¹²⁾。市民法原理においては、労働関係は平等な当事者である企業と労働者が自由意思に基づいて締結する契約関係であるにとらえられるが、現実には企業と労働者の経済的実力の格差から取引の実質的不平等が生じ、そこから低賃金、長時間労働、失業などさまざまな労働問題が発

生してきた。それに対して労働法は、労働者の団結を認め、最低賃金の保障を提供するなど、人間的な生活維持のための分配的正義の実現を目指してきたといえる⁽¹³⁾。

ただし、アジア諸国の労働法は先進国とは異なり、市場の効率を力点に主として富の拡大に貢献することが求められ、むしろ公平さを追求する分配機能は制限される傾向にあることが指摘されている⁽¹⁴⁾。すなわち、労働法は経済発展のために、結社の自由やストライキの制限をとおして生産性・効率性を高め、労働組合活動の規制をとおして労働者への富の分配を抑制してきたのである。特に労働組合規制は政治的・治安維持的要素が含まれており、労働者にとって厳しい内容となっている。労働法の発展は、各国の政治・経済状況の変化に対応するものであり、これらの諸国においても民主化と市場経済化の進展によって自ずと労働法の役割も変化し、分配機能の強化が求められている。

さて、市場経済化または経済自由化の進展は否応なく世界市場への統合を促し、経済のグローバル化は既存のシステムに必然的な変革を迫る⁽¹⁵⁾。経済や社会の変動に対応して法も常に改革を迫られているといえる。途上国では、不公正な要素が競争によってさらに悪化することがあり⁽¹⁶⁾、社会問題に対処していくために出現した消費者法、労働法、環境法など問題指向型の法の重要性が高まっている⁽¹⁷⁾。この分野においては法律の制定にとどまらず、それぞれの問題に対応するためにとられてきた行政的、司法的、準司法的解決あるいは学説などの蓄積が重要であり今後の発展が期待されている⁽¹⁸⁾。

1. 本書の概要

本書は上記のことを念頭に、アジアにおける市場経済化の法的諸問題および市場システムを補完または社会的公正を実現するためにアジア諸国が整備した法制度の基本的枠組みを明らかにする。そのため、(1)アジアにおける市

場経済化の問題点を法的な観点から横断的に究明する論文と、(2)国別に労働、消費者などの法領域を扱う論文の2部に分けて構成される。国別対象国は、中国、タイ、インド、ベトナムおよびインドネシアである。

戦後アジア諸国に導入された欧米型の近・現代法は一面では「資本主義法」の特質をもち、アジア固有の慣習的規範や伝統的経済構造に重大な変化をもたらしてきた⁽¹⁹⁾。逆に、アジア諸国の多くが市場メカニズムを機能させるために欧米法を範として競争法制を導入または強化してきたにもかかわらず、各国の固有要因が維持されてきたため、その規制の形態や内容は先進国の競争法とは異なったものとなっている。現在、法改革・司法改革は経済発展を目的とした支援の重要な課題となっているが、ドナーには受入国の歴史、政治、社会、文化およびそれを背景とした法制度の理解の上に立った支援が要請される。また、少数ではあるが、市場経済社会からは相対的に独立して生活を営んでいる「マイノリティー」が存在し、市場経済の拡大によって彼等の独自の社会や文化が崩壊の危機に直面していることにも留意しなければならない。

国別論文のうち中国とタイでは、消費者法を事例として取り上げている。いずれの国の消費者法も消費者と企業との力の格差を考慮し、実質的に公正を保ち、実効性のある救済が行われるよう立法上の工夫が施されている。例えば、中国では懲罰的賠償金制度が設けられ、タイでは裁判手続きへのアクセスの問題を解決するために、消費者に代わって消費者保護委員会が訴訟を代行する制度と消費者団体への訴権の付与が導入された。また、インドとベトナムでは労働法を事例とした。インドでは労働者のおおよそ9割を占める非組織部門の労働者が労働諸法の適用範囲外とされることが多く、ベトナムでも適用者が限られ、社会的弱者であるほど労働法の適用を受けられないという矛盾があることが示唆される。次に各論文の要旨を紹介したい。

2. 各章の紹介

第1章の本城論文は「アジアにおける市場経済化と競争法」について論じる。1990年代に入ってからアジア諸国において競争法制を導入または強化する動きが顕著となった。これらの諸国は競争を活発にして市場メカニズムをできるかぎり機能させようとするが、市場システムの整備の不十分さ、市場での競争を脅かす財閥の存在、政府の競争制限的な政策や行為など各国固有の問題をかかえている。本稿はアジア16カ国の競争法を検討し、これらの要因が競争法に影響を与え、規制の形態や内容を先進国の競争法とは異なったものにしてしていると指摘する。その特徴としては、(1)事業者の競争制限行為以外の不当な行為および事業者ではなく行政による競争制限行為も規制の対象となっていること、(2)事業者の競争制限行為について財閥の膨張を抑制したり、市場支配的事業者の濫用行為を防止する規制などを有し、先進国と比べてより介入的であることを挙げている。

第2章のシャリフ論文は「アジアにおける法と政策改革——理論的再考と実務者のための一考察」について論じる。貧困の解消と統治の問題が開発の中心課題となっているなか、アジア開発銀行は、良い統治に必要な要素として、説明責任、参加、予測可能性、透明性の4項目を挙げている。いずれにとっても法律は必要不可欠なものであり、経済発展を目的とした支援の課題として法改革・司法改革が重要な内容となっている。本稿は、アジア諸国の経済発展における制度、法の役割、法の支配に関する理解を前提として、法律・政策改革プロジェクトの実務者に対して次の留意事項を提起する。すなわち、(1)法制度の分析の際にはその歴史や政治・社会システムとの関係を考慮すること、(2)法改革と司法改革の効果を最大限に引き出すためには、経済政策と一致させること、(3)法制度が機能している政治的統治機構に注目して、改革の設計をすること、(4)その地域にすでに存在する政治的、歴史的、文化的、宗教的または倫理的価値観および、その地域社会に支配的な伝統な

どを利用して作業を行うこと、が求められるとする。

第3章の杉浦論文は「市場経済化とマイノリティー——慣習法的土地権の法的位置づけの諸相と展望」について論じる。本稿は、市場経済社会からは相対的に独立して存在している自給的な「マイノリティー」社会の存在価値をいかに法律上確保していくかについて、いくつかの国を取り上げて検討する。市場経済における社会的公正の確保という課題とは別に、市場経済の拡大によって「マイノリティー」独自の社会や文化が崩壊の危機に直面しており、彼らの権利の擁護が課題となっている。「マイノリティー」の生活・文化基盤は大きく土地に依存しており、市場経済の側も土地を必要とすることから土地問題が両者の争点となりやすく、本稿も土地政策を柱に議論を展開する。「マイノリティー」社会の解体と同化という大きな流れのなかにも、1990年代に入り、自治的土地政策を認めるフィリピンの「先住民権利法」や先住民土地権原を認めたオーストラリアのマボ判決に代表されるように逆にその存在を認知していこうという動きも観察される。

第4章の小林論文は「中国の社会主義市場経済化と消費者法の発展」について論じる。中国は社会主義市場経済体制の確立を目標に掲げ、市場において公平・公正・公開・効率などの諸原則を体现するために、市場規則の確立・市場秩序の維持に関する立法の一つとして消費者権益保護法を制定した。同法は消費者を弱者として位置づけ、公正を重視する社会的土壌と相まって消費者の権利を強調する内容となっている。消費者の適法な権益を保護するだけでなく、社会経済秩序を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するものとして実体・手続の両規定を包含し、民事・行政・刑事責任について言及する。特に民事責任については消費者の立場を擁護する特別法として、従来の民法原理に重大な修正を行っている。例えば、同法は懲罰的損害賠償を規定するが、これは民法における損害賠償責任の補償性原則に対する修正である。また、同法は農業を営む農民に対して特別にその適用範囲を拡大し、保護の対象とするなどの特徴を有する。

第5章の今泉論文は「タイ消費者法の展開と法的枠組み」について論じ

る。1990年代のタイの法改革においては、市場メカニズムを重視した経済政策とそのための法整備が大きな課題であった。ただし、市場経済化を推進するための自由化措置が行われる一方、労働、環境、社会保障などの分野で「社会的公正」の実現を目的とした立法が行われ、消費者保護の強化もこの流れのなかで行われた。97年憲法は消費者の権利の保障を明記するとともに、消費者保護のための独立機関の設置を定めた。また、97年に不公正契約条項法が一定契約条項を規制、翌98年には消費者保護法が改正された。消費者保護法の改正は、消費者保護委員会の組織変更および権限強化ならびに契約分野における消費者保護の拡充を目的とした。消費者保護法は、裁判手続きへのアクセス問題を解決するために二つの特別の制度を設けている。それらは、被害を受けた消費者に代わって消費者保護委員会（行政機関）が訴訟を代行する制度と消費者団体（民間）に対する訴権の付与である。ただし、いずれも実施面で課題を残している。

第6章の石田論文は「市場経済化過程におけるベトナム労働法」について論じる。社会主義体制の下では、生産手段は公有制とされたので、労働者は理念的には生産手段の所有者であり、労働者は自らのために労働すると同時に国家のために労働していた。ベトナムでは市場経済への移行により、使用者と労働者との間に労働契約という社会主義体制の下で存在しなかった新しい契約関係が発生することになった。社会主義から市場経済への移行過程における労働法制の第一の目的は、使用者と労働者が対等に取引できる労働市場の整備であった。制度の枠組みとしては、労働契約制と労働者の相対的に不利な立場を保護する国家による労働者保護が柱となる。しかし、労働法は、労働者保護と同時に開発促進の目的も有している。すなわち、労働生産性、効率性を高め、国家建設と工業化・近代化に貢献するという開発促進の制度でもある。

第7章の佐藤論文は「インドにおける経済自由化と労働法の諸問題——非組織部門に関連する判例を中心に」について論じる。本稿は、経済自由化後の労働法改革の議論を整理し、それとの関係で労働市場や労使関係の現状を

素描し、労働法の適用においてどのような社会問題があるのか、判例を通じて分析する。インドでは非組織部門の割合が大きいかかわらず、労働諸法の適用範囲外におかれるかまたは事実上無視されるという問題がある。また、債務労働、児童労働、請負労働など前近代的な慣行がいまだに残っている。労働問題におけるソーシャル・ジャスティスの問題、特に非組織部門労働者の保護のために、自ら訴訟を提起しえない社会的弱者層に代わって、司法部は1970年代後半から公益訴訟・社会活動訴訟と呼ばれる訴訟群を展開して社会問題に対して積極的に関与してきた。労働関連の分野では、債務労働や最低賃金、児童労働といった問題のほかにも、労働災害などの法解釈においても労働者の利益に配慮した判決例が少なくない。しかし、司法部による問題解決は、実効性において課題を残している。

第8章のハルトノ＝スナリオ論文は「インドネシア社会的市場システムの発展に関係する法の諸相」について論じる。市場の力と最終的な目標である社会正義との間のバランスをとるために、インドネシアでは2種類の経済法を発展させてきた。それらは、「経済開発法」および「社会経済法」である。前者は経済を発展させるあるいは経済のパイを拡大する方法に焦点を当て、後者は人権の概念に基づいた富の平等な分配と社会正義にかかわるものである。インドネシアでは1967年から30年間、法的発展はほとんど無視され、また経済的な恩恵を公正かつ平等に分配することよりも、経済のパイ自体を拡大することに集中してきた。その結果、国民の社会正義を実現する人権に焦点を当てた法律より、経済発展に関する法律のほうがより多く制定されてきた。しかし、より優れた民主的な社会を実現するためには、社会における経済的弱者や貧困層の要望に注意をはらう必要がある。

注(1) 原洋之介『開発経済論』岩波書店、1996年、11ページ。

(2) 西島章次・小池洋一「ラテンアメリカの開発——市場・政府・制度」(小池洋一・西島章次編『市場と政府——ラテンアメリカの新たな開発枠組み』アジア経済研究所、1997年) 9ページ。

(3) マサト・ニノミヤ＝矢谷通朗「経済自由化と法の対応—ブラジルの事例」

- (小池洋一・西島章次編『市場と政府—ラテンアメリカの新たな開発枠組み』アジア経済研究所, 1997年) 84ページ。
- (4) 同上。
 - (5) The World Bank, *World Development Report 1997—The State in a Changing World*, Oxford University Press, p. 27.
 - (6) 佐藤一雄『市場経済と競争法』商事法務研究会, 1994年, 29ページ。
 - (7) 金子 晃「消費者取引の適正化と公正取引委員会への期待——第15次国民生活審議会報告を中心に」(『公正取引』No. 558, 1997年) 4ページ。
 - (8) 佐藤『市場経済と競争法』29ページ。
 - (9) 落合誠一「消費者法の課題と展望」(『ジュリスト』No. 1139, 1998年) 5-6ページ。
 - (10) 佐藤『市場経済と競争法』32ページ。
 - (11) 大村敦志『消費者法』有斐閣, 1998年, 32-33ページ。
 - (12) 菅野和夫『労働法』弘文堂, 1995年, 2ページ。
 - (13) 佐藤『市場経済と競争法』34ページ。ただし, 現実にはアジア諸国において最低賃金は標準賃金として機能している(林和彦「アジア諸国の経済発展と労働法」(日本労働法学会編『アジア諸国の労働法』(日本労働法学会誌91号)総合労働研究所, 1998年)100-101ページ)。
 - (14) 香川孝三「アジア諸国の労働法を考える視点」(同上) 5-15ページ。
 - (15) 西島・小池, 「ラテンアメリカ……」8ページ。
 - (16) 李奎億「競争政策における「公正性」の解釈: 特に韓国法との関連において」(『公正取引』No. 570, 1998年) 17ページ。
 - (17) 大村『消費者法』13ページ。
 - (18) 同上, 11ページ。
 - (19) 大村泰樹「『アジア開発体制』論と『人権』」(全国憲法研究会編『憲法問題』第11号, 2000年) 8ページ。